

金沢市ラッピングバスガイドラインの改定（案）について

1 背景と目的

金沢市では、路線バスのラッピング広告が景観に与える影響の大きさを考慮し、4年間の試験実験など慎重な検討のうえ、平成25年度に「金沢市ラッピングバスガイドライン」を策定し、本格運用を開始しました。その後も、金沢市屋外広告物審査会（以下、「審査会」）において、これまで30種類を超えるラッピングバスのデザイン審査を行なっており、広告主である事業者の方々にも、景観配慮に対する理解が浸透してきています。

今般、バス事業者の経営安定化等の時代の要請に応えるため、ガイドラインを見直し、景観に配慮した良質なデザインを確保しながら、美しい都市景観の形成と、持続可能な公共交通の実現の両立を目指します。

2 基本方針

- ① デザインの質を担保するため、今後も引き続き「**審査会による丁寧な審査**」を行います。
※ ガイドラインに改めて明記
- ② 多様な活用ニーズを想定した**柔軟な運用が可能なもの**とします。

3 改定までのスケジュール

令和3年12月にガイドラインを改定し、令和4年1月からの施行を目指します。

日程	項目	摘要
令和3年5月	屋外広告物審議会①	諮問、意見聴取
7月	屋外広告物審議会②	改定素案検討 市民・バス利用者意識調査項目検討
7～8月	市民・バス利用者意識調査	
8月	屋外広告物審査会の意見聴取	市民・バス利用者意識調査結果報告 改定素案についての意見聴取
9月	屋外広告物審議会③	市民・バス利用者意識調査結果報告 審査会意見聴取結果報告 意見公募案検討
10月	意見公募実施	
11月	屋外広告物審議会④	改定案答申
12月	ガイドライン改定	
令和4年1月	運用開始（予定）	

4 改定項目

① 走行台数の上限を撤廃します。

[現行] 市内を走行する路線バスの走行台数の概ね10%程度を上限とする。

→ ラッピング広告の需要拡大を見据えて、走行台数の上限を撤廃します。

② 1広告主あたり1台の原則について、審査会による緩和の可能性を明記します。

[現行] ラッピングバスの台数は、1 広告主あたり 1 台を原則とする。

→ 原則は維持しつつ、審査会が認める場合にはこの限りでないことを明記します。
これまでも 2 台目を認めた事例（県民ふれあい公社の「いしかわ動物園」と「のとじま水族館」）があり、今後の新たな需要を想定した対応です。

③ キャラクター・写真の種類制限について、審査会が認める場合に緩和します。

[現行] キャラクター・写真の使用は 1 種類までとする。

→ 現行の規定を原則としつつ、審査会が認める場合はこの限りでないことを明記し、良質なものについて運用の幅を広げます。

④ 複数の広告主によるコラボレーション広告等に対応します。

[現行] 1 台に対して複数の広告主がラッピング広告を表示しないこと。

→ 現行の規定を原則としつつ、審査会が認める場合はこの限りでないことを明記し、良質なものについて運用の幅を広げます。

※ 中小企業等が共同でラッピング広告を活用しようとする需要にも対応します。

⑤ バス事業者名が表示されるようにします。

[現行] 規定なし。

→ 利用者が路線バスかどうか迷わないよう、現在はバス事業者が自主的に事業者名等を表示していますが、今後、他のバス事業者でもラッピングバスが導入される場合に備え、車体にバス事業者名等を表示するよう規定します。